

第9 法定利率

1 変動制による法定利率（変更）

民法第404条

- (1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
 - (2) 法定利率は、年3パーセントとする。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を一期とし、一期ごとに、次項の規定により変動するものとする。
 - (4) 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
 - (5) 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。
- (注)この改正に伴い、商法第514条を削除するものとする。

(改正前民法404条)

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

今回の改正により、固定金利制を改め、変動金利制を導入することとした。

そして、当初は年3パーセントとすることから開始し、3年毎（これを期という）にこれを変動させることとした。

その際、過去5年の短期貸付の平均利率として法務大臣が告示する割合を基準割合としたうえで、最後に法定利率が変更になった期と当期のそれとを比較して、1パーセント以上変動があるときには、1パーセント刻みで法定金利を変更していくというものである。

短期貸付利率とは、日本銀行が各月毎に公表する貸出約定平均金利のことである。

なお、細部については法務省令によることとされた。

また、これに伴い商事法定利率は廃止された（改正前商法514条）。商事法定利率を残して置く必要性がなくなったためである。

2 金銭債務の損害賠償の算定に関する特則（変更）

民法第419条第1項

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

(改正前民法419条)

- 1 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。
- 2 前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- 3 第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

今回の改正により、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によることと、時期が明確にされた。

今回の改正にて、法定利率は利息が生じた最初の時点における法定利率によると定められたことを受けて、損害賠償の場合にもこれと平仄を保つこととしたものである。

3 中間利息控除（新設）

民法第417条の2

(1) 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

(2) 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

今回の改正で、中間利息控除の計算に法定利率を用いること、及びその場合に損害賠償請求権が生じたときの法定利率によることが明記された。

中間利息控除は、不法行為における死亡ないし後遺障害という損害の発生において特に問題となるところ、不法行為においては不法行為時に損害が発生することからそのときの法定利率によることになる。

また、安全配慮義務違反に基づく損害賠償においては、期限の定めのない債務と解されているため、債権者からの請求があった時点（遅滞に陥った時点）の法定利率によるべきことになる。